

株式売出目論見書の訂正事項分

2023年6月（第1回訂正分）

日本ホスピスホールディングス株式会社

この目論見書により行う株式10,428,659,200円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式1,564,061,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1 【株式売出目論見書の訂正理由】

株式売出目論見書のうち、当社の指定する販売先であるスギホールディングス株式会社の状況等に関する事項を追加するため、株式売出目論見書の関連事項を以下のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

	頁
第一部【証券情報】	1
第2【売出要項】	1
1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	1
2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	1
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（前略）

- 2 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

（後略）

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（前略）

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村証券株式会社	3,156,600株
株式会社SBI証券	87,700株
大和証券株式会社	70,100株
SMB C日興証券株式会社	70,100株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	70,100株
岡三証券株式会社	35,100株
静銀ディーエム証券株式会社	17,500株

※ 引受人は、当社の指定する販売先として、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 資本業務提携について」に記載の当社の提携先であるスギホールディングス株式会社（以下「指定先」という。）に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち、1,600,000株を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 販売先の指定について」をご参照下さい。

（後略）

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（前略）

2 ロックアップについて

（中略）

- (2) 引受人の買取引受による売出しに関連して、指定先は、野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

（中略）

4 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	スギホールディングス株式会社
	本店の所在地	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第41期（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日） 2023年5月31日 関東財務局長に提出
b. 当社と指定先との間の関係	出資関係 (2023年6月19日現在)	・当社が保有している指定先の株式の数：該当事項はありません。 ・指定先が保有している当社の株式の数：該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	指定先は、当社と資本業務提携契約を締結しております。 一部施設を賃貸しております。
c. 指定先の選定理由	指定先との協力関係を一層強化するものであり、ホスピス住宅事業の展開促進を図るとともに、入院・外来から、居宅における在宅医療・介護、その後のホスピス住宅における在宅医療・介護までの患者様体験を一気通貫でサポートする体制を構築することで、ご利用者の満足度やエンゲージメントの向上に資するという観点から、指定先として選定しております。	
d. 販売しようとする当社株式の数	1,600,000株	
e. 株券等の保有方針	指定先が保有した株式については、資本業務提携の継続を前提として、原則として中長期的に保有を継続する意向であることを確認しております。 なお、指定先は、野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、指定先の払込みに要する財産の存在について、指定先が2023年5月31日に関東財務局長に提出した第41期有価証券報告書により、当該指定先が上記1,600,000株の払込みに要する現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。	
g. 指定先の実態	指定先は、株式会社東京証券取引所に上場しており、指定先が2023年5月31日に株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、指定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係を有していないものと判断しております。	

② 株式等の譲渡制限

指定先は、引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意をしております。その内容につきましては、前記「2 ロックアップについて」をご参照下さい。

③ 売出条件に関する事項

引受人の買取引受による売出しにおける当社株式の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 引受人の買取引受による売出し後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	引受人の買取 引受による売 出し後の所有 株式数 (株)	引受人の買取 引受による売 出し後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	二	二	1,600,000	19.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	602,700	7.50	602,700	7.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	366,800	4.57	366,800	4.57
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	295,900	3.68	295,900	3.68
高橋 正	神奈川県足柄下郡真鶴町	295,000	3.67	295,000	3.67
MSIP CLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	182,045	2.27	182,045	2.27
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO	178,600	2.22	178,600	2.22
加藤 晋一郎	愛知県尾張旭市	151,000	1.88	151,000	1.88
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	149,200	1.86	149,200	1.86
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	120,914	1.50	120,914	1.50
計	二	2,342,159	29.15	3,942,159	49.07

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(注2) 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年12月31日現在の株主名簿に記載された所有株式数、所有議決権数及び総議決権数に対して、引受人の買取引受による売出し分を加味し、指定先への販売に対する申込みが全て行われたうえで、さらに野村證券株式会社によるグリーンシュウオプションの行使が全て行われたと仮定して算出した数値を記載しております。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び引受人の買取引受による売出し後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

⑤ 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。

株式売出目論見書

2023年6月



日本ホスピスホールディングス株式会社

この目論見書により行う株式10,428,659,200円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式1,564,061,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.jhospice.co.jp/ja/ir/news.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出目論見書

売出価格 未定

日本ホスピスホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

目 次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
第2 【売出要項】	2
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	2
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	3
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	7
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	7
第三部 【参照情報】	8
第1 【参照書類】	8
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	11
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	11
第五部 【特別情報】	11
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	12
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	13

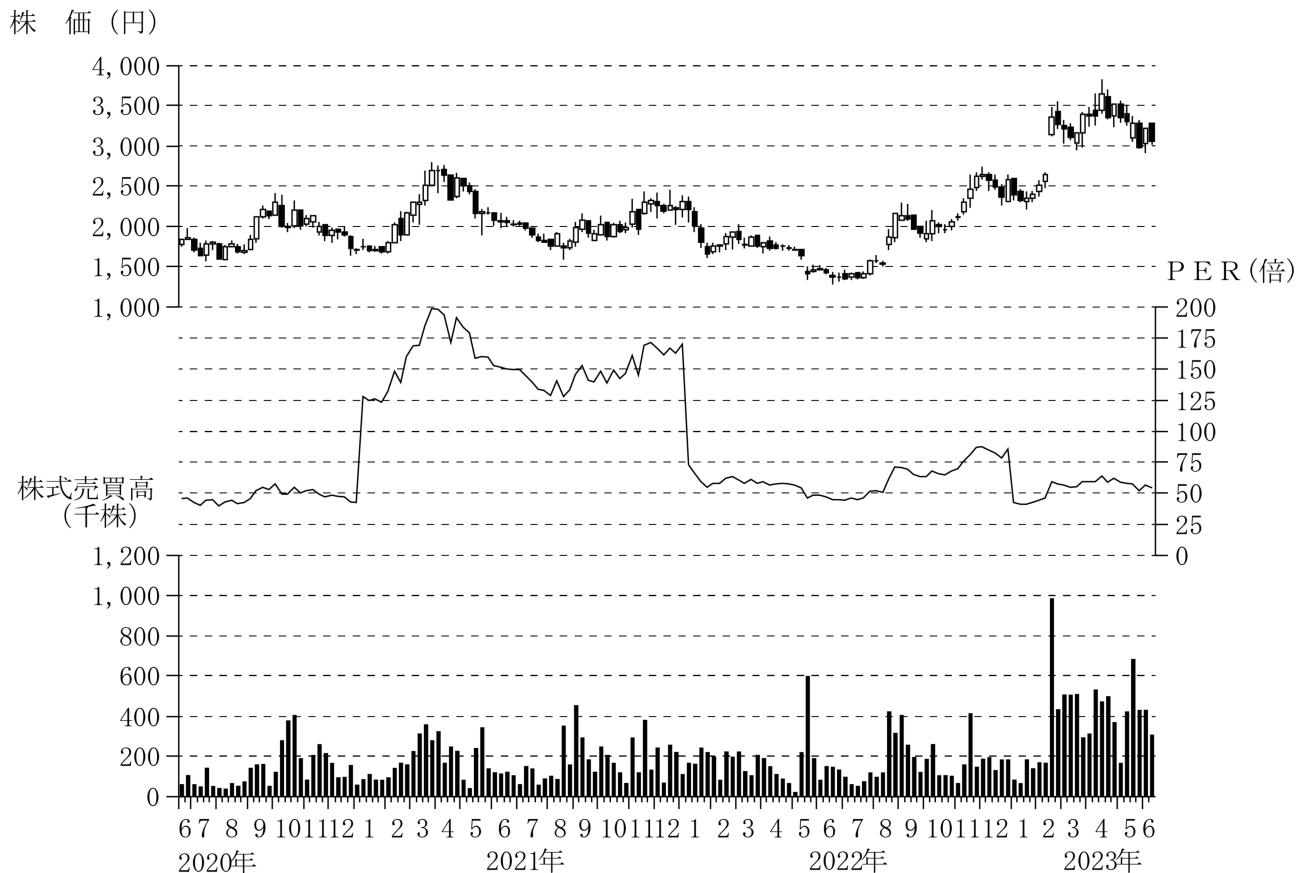
【表紙】

【会社名】	日本ホスピスホールディングス株式会社
【英訳名】	J a p a n H o s p i c e H o l d i n g s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6368-4154（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 加藤 晋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6368-4154（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 加藤 晋一郎
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し 10,428,659,200円 オーバーアロットメントによる売出し 1,564,061,000円 （注） 売出金額は、売出価額の総額であり、2023年6月9日 （金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2020年6月15日から2023年6月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益金額}}$$

2020年6月15日から2020年12月31日については、2019年12月期有価証券報告書の2019年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。なお、当社は2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2021年1月1日から2021年12月31日については、2020年12月期有価証券報告書の2020年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

2022年1月1日から2022年12月31日については、2021年12月期有価証券報告書の2021年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

2023年1月1日から2023年6月9日については、2022年12月期有価証券報告書の2022年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2022年12月16日から2023年6月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年6月26日（月）から2023年6月28日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	3,507,200株	10,428,659,200	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階 J－STAR二号投資事業有限責任組合 2,039,000株
			Clifton House,75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
			MIDWEST MINATO, L.P. 761,600株
			Clifton House,75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands Pacific Minato II, L.P. 706,600株

- (注) 1 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹会社である野村証券株式会社が当社株主から526,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされ、または当該合意が予定されておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4 売出価額の総額は、2023年6月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2 売出価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値（当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値）に0.90~1.00を 乗じた価格（1円未 満端数切捨て）を仮 条件とします。	未定 (注) 1、2	自 2023年 6月29日(木) 至 2023年 6月30日(金) (注) 3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会 社 東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 静岡市葵区追手町1番13号 静銀ティーエム証券株式 会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2023年6月26日（月）から2023年6月28日（水）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価格の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価格の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.jhospice.co.jp/ja/ir/news.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、2023年7月5日（水）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2023年6月23日（金）から2023年6月28日（水）までを予定しておりますが、

実際の売出価格等の決定期間は、2023年6月26日（月）から2023年6月28日（水）までを予定しております。

したがって、

- ① 売出価格等決定日が2023年6月26日（月）の場合、申込期間は「自 2023年6月27日（火） 至 2023年6月28日（水）」、受渡期日は「2023年7月3日（月）」
- ② 売出価格等決定日が2023年6月27日（火）の場合、申込期間は「自 2023年6月28日（水） 至 2023年6月29日（木）」、受渡期日は「2023年7月4日（火）」
- ③ 売出価格等決定日が2023年6月28日（水）の場合は、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村証券株式会社	3,156,600株
株式会社SBI証券	87,700株
大和証券株式会社	70,100株
SMB C日興証券株式会社	70,100株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	70,100株
岡三証券株式会社	35,100株
静銀ティーエム証券株式会社	17,500株

※ 引受人は、当社の指定する販売先として、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 資本業務提携について」に記載の当社の提携先であるスギホールディングス株式会社（以下「指定先」という。）に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち、1,600,000株を販売する予定です。

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	526,000株	1,564,061,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から526,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.jhospice.co.jp/ja/ir/news.html>）（新聞等）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2023年6月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2023年6月29日(木) 至 2023年6月30日(金) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社 の本店及び全国各 支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、2023年7月5日（水）であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から526,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、526,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から2023年7月28日（金）までの間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。（注））として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年7月26日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2023年6月26日（月）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2023年7月3日（月）から2023年7月28日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2023年6月29日（木）から2023年7月26日（水）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2023年6月27日（火）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2023年7月4日（火）から2023年7月28日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2023年6月30日（金）から2023年7月26日（水）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2023年6月28日（水）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2023年7月5日（水）から2023年7月28日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2023年7月1日（土）から2023年7月26日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

(1) 引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である J - S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 及び Pacific Minato II, L.P. 並びに当社株主である高橋正及び加藤晋一郎は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記いずれの場合においても、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

(2) 引受人の買取引受による売出しに関連して、指定先に、野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を約していただく予定です。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有する予定です。

3 資本業務提携について

2023年6月16日開催の取締役会において、指定先であるスギホールディングス株式会社（以下、「スギホールディングス」）との間で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携」）を締結することについて決議いたしました。

(1) 資本提携の内容

- ・スギホールディングスは、当社普通株式1,600,000株（発行済株式総数の19.91%）を取得いたします。
- ・スギホールディングスは取締役候補者1名を指名できるものとし、当社取締役会にて候補者として承認された場合には、当社は当該取締役を含む取締役選任議案を定時株主総会に上程することとします。
- ・スギホールディングスの議決権比率が19%を下回る場合に、スギホールディングスが希望する場合には、スギホールディングスの議決権比率を維持するために必要な措置を講じることとします。

(2) 業務提携の内容

① ホスピス住宅事業の展開促進

- ・ホスピス住宅の啓蒙・支援活動の実施
- ・新規ホスピス住宅に関する物件情報の提供及び物件の共同開発
- ・入居者様への生活必需品及び消耗品備品（医療材料、衛生材料等含む）等の安定・適時・低価格での供給
- ・両社グループのサービスを融合することによる入居者様への質の高い緩和ケアサービス等の提供

② 患者様体験を一気通貫でサポートする体制の構築

- ・居宅でのがん・難病患者様の受入れ体制の構築
- ・居宅からホスピス施設へのシームレスな連携体制の構築
- ・医療機関、患者様及び患者様ご家族（各種患者会を含む）への啓蒙

なお、本資本業務提携による2023年12月期の連結業績予想への影響は軽微と見込んでおりますが、中長期的には施設展開が加速するなど、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後2023年6月16日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は2023年6月16日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護または訪問介護の経験の浅い看護師ならびに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師ならびに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修など管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保できない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業所の新規開設について

当社グループにおいて、ホスピス住宅の開設候補地の選定は、事業運営における重要課題であることから、十分な時間をかけて多角多面的なマーケットリサーチを行い、候補地の選定と確保に努めております。

ただし、不動産開発においては、自治体等の各種規制により候補地選定に制限を受ける場合、建設工事期間中の台風や大雪等の不可抗力事由が生じた場合、景況感や各種相場や需給の変化といった予測困難な事由が生じた場合、好立地物件は医療・介護業界に限らず需要が高いことから、様々な業種の他企業との競合により好立地に候補地を確保できない場合等、開設計画の実現においては様々な不確定要素が存在いたします。先に記載した不確定要素の他、何らかの事由で開設時期に遅れる等、事業計画と大幅な乖離が生じたときは、当社グループの業績及び利益計画や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

① 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」ならびに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、当連結会計年度末現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に介護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社各事業所が受けている指定は次のとおりです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護事業	6年毎 の更新	健康保険法 第95条（指定訪問看護事業者の指定の取消し）
	都道府県又は 政令指定都市	指定訪問看護事業者	介護保険法の訪問看護事業		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	指定訪問介護事業者	介護保険法の訪問介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等） 障害者総合支援法 第50条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	指定居宅介護支援事業者	介護保険法の居宅介護支援		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	通所介護事業者	介護保険法の通所介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	看護小規模多機能型 居宅介護	介護保険法の看護小規模多機能型居宅介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等）

(4) 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問介護士はケアマネージャーの作成するケアプランに沿って訪問介護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。

しかしながら、従業員の人為的なミスまたは不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族または主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させるなどの教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めており、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、一部のホスピス住宅施設に関しては、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社LAリビングソリューションズとの間で賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。ホスピス施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 大規模な災害等の影響について

当社グループは、関東（東京都、神奈川県）、東海（愛知県）、関西（京都府、兵庫県、大阪府）、北海道の各エリアにて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損について

当社グループの事業は、医療・介護サービスの提供という事業の特性上、特定の事業所の損益が悪化した場合でも、利用者の受入先の確保や、医療機関や行政との関係性維持の観点から、即時撤退が困難で、低採算での運営を続けなければならない可能性があります。そのため、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生しないよう、各事業所の損益管理を徹底しております。当連結会計年度末においては、減損の兆候はないと判断しておりますが、万が一、不採算事業所の増加や閉鎖が集中した場合、多額の減損損失が発生し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は8,089,713千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は70.6%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。これらの主な要因は、ホスピス住宅に関して所有者との間で締結している一部の賃貸借契約について、所有権移転外ファイナンス・リース取引として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていることによるものでありますが、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速するなど、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性

があります。

(14) M&Aについて

当社グループでは、同業他業の他社に対するM&A（子会社化や事業譲受等）を実施することにより、当社グループの事業を補完及び強化することが可能であると考えております。その実施にあたっては、対象企業や対象事業の状況及び財務、税務、法務、業務ほか各種デューデリジェンスを行うなど、意思決定に必要な情報を十分な時間をかけて収集、分析、精査及び検討することで、可能な限りリスクの低減に努めております。しかしながら、M&Aの実施後に当社グループが事前には認識し得なかった事項が判明、または問題が明らかになった場合や、何らかの理由で取得した企業や事業の経営が計画どおりに進まない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、2023年2月28日現在これらの新株予約権による潜在株式数は455,500株であり、発行済株式総数8,038,000株の5.7%に相当しております。

(16) 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期から第6期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(17) 各種感染症の拡大について

未知の感染症が拡大する等の事態が生じた場合、当社グループのホスピス施設において新規入居者の受け入れを一定期間制限するなど、ホスピス施設の施設稼働率が一時的に低下する可能性があります。また、病院訪問の制限により、営業活動に支障をきたす可能性があります。

(18) ウクライナ情勢について

ウクライナ情勢により世界経済が不安定になる可能性があります。また、物流の混乱やエネルギー価格の高騰により、資材高騰や供給遅れにより新規開設の遅れや既存施設の運営コスト増大など当社の経営にも影響が出る可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本ホスピスホールディングス株式会社 本店
(東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 日本ホスピスホールディングス株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高橋 正

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、算定基準日（2023年3月31日）以前3年間の金融商品市場における売買金額の合計を3で除して得た額が100億円以上であり、かつ、3年平均上場時価総額が100億円以上であります。
 - (1) 売買金額の合計を3で除して得た額 20,618百万円
 - (2) 3年平均上場時価総額 20,983百万円

(参考)

(2021年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
2,708円 ×	7,923,000株 =		21,455百万円

(2022年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
1,792円 ×	8,018,000株 =		14,368百万円

(2023年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
3,375円 ×	8,038,000株 =		27,128百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

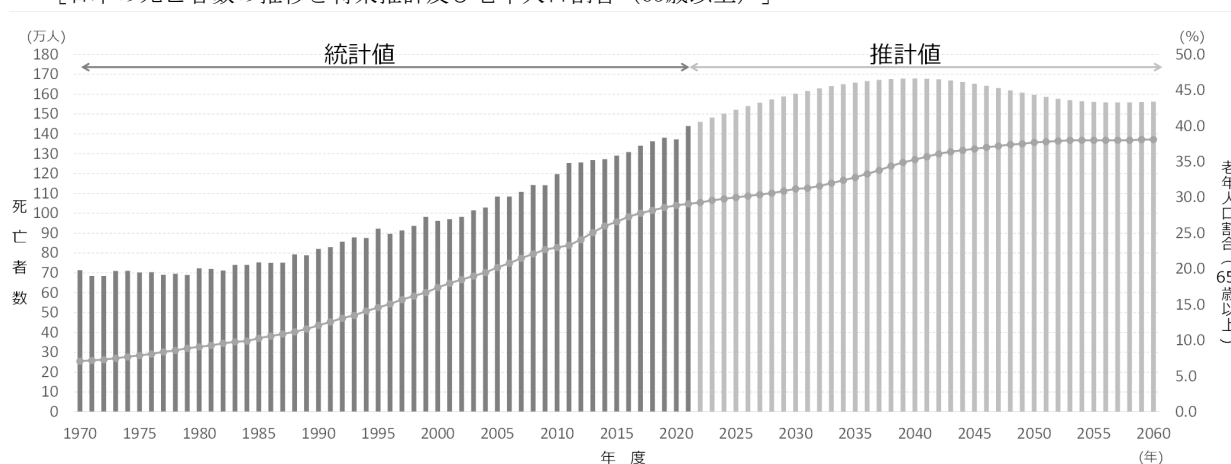
1 事業内容の概要（2023年6月16日現在）

当社グループは、当社、連結子会社であるファミリー・ホスピス株式会社及びノーザリーライフケア株式会社で構成されており、「在宅ホスピスの研究と普及」をミッションとして掲げ、「看取り」へ対応するケア（＝ターミナルケア）を、末期がん患者と難病患者を対象として提供しております。これは、家で自由に過ごしたいという希望、痛み苦しみを和らげて欲しいという希望の両方を叶えるためのケアサービスです。

なお、2023年4月17日開催の取締役会において、2023年8月1日付で、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

「看取り」は、超高齢社会における重要課題の一つであり、年々増え続ける日本の死亡者数は、2039年には約167万人に達すると予測され、これは2017年の死亡者数と比較して約33万人も多く、この方々の「最期を迎える場所」が不足していることが大きな課題となっています。

[日本の死亡者数の推移と将来推計及び老年人口割合（65歳以上）]



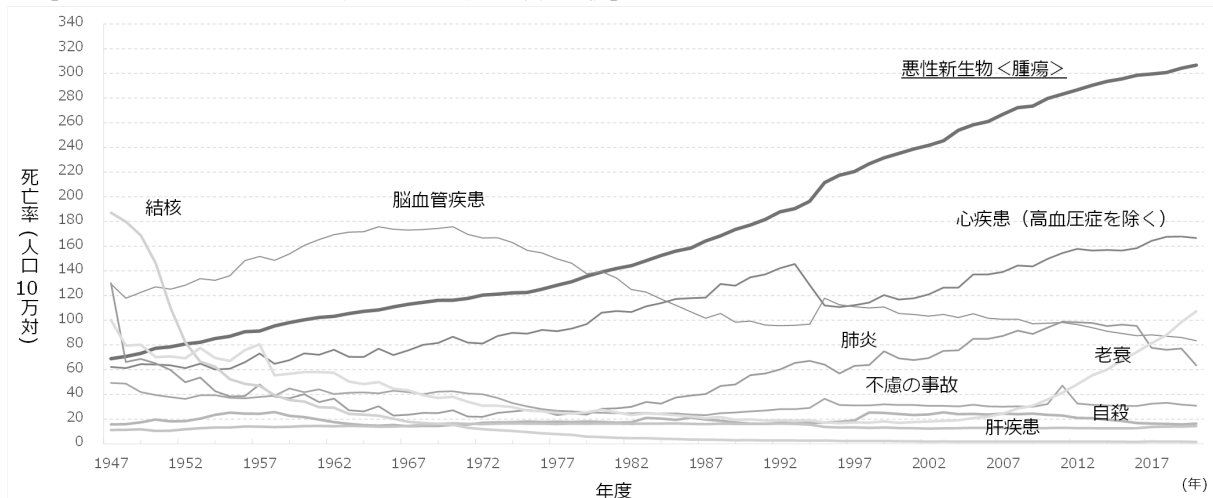
（出典：2021年以前：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

2022年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」）

死亡原因別では悪性新生物（がん）が長年に亘って増加しており、現在年間約37万人ががんによって亡くなっており、今後もこの傾向は変わらないと予測されています（出典：国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター 研究予防グループ「がん罹患・死亡・有病数の長期予測」）。末期がん患者にとっては、身体的な痛み、苦しみのコントロールはもちろんですが、精神的、社会的、スピリチュアルな痛みを合わせた4つの痛みをコントロール（緩和ケア）することが大事であると考えております。

また、現在厚生労働省が指定難病としている333疾患の患者は国内に約94万人いるとされており（出典：厚生労働省「令和元年度衛生行政報告例」）、難病患者にとっては療養場所の確保が難しいのが現状です。これらの方々に対するケアニーズが増加しており、早期の体制整備が必要とされております。

[主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移]



(出典：厚生労働省・2020年人口動態統計月報年計)

一方で、増大する社会保障費の抑制と国民の満足度を上げることを目的に、医療制度改革が推進され、効率的な在宅ケアが行われるよう医療と介護の連携に基づく地域包括ケアが求められています。在宅ケアの主な担い手は、在宅支援診療と訪問看護であり、地域包括ケアの中心を担うのが看護師及び介護士であります。

当社グループは、暮らしの場である「自宅」で療養し最期を迎えるために必要な「在宅ホスピス」を、(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開しております。なお、2022年12月期における当社グループ売上高の9割以上をホスピス住宅の提供により得ております。

[連携で利用者を支えるホスピス住宅]

ホスピス住宅の提供は、看護師・リハビリ療法士・介護士がチームを組んで施設ごとにケアサービスを行うことであり、在宅ホスピスサービスの提供は、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護等を組み合わせる形で行っており、いずれも「地域包括ケアシステム※」の一翼としてケアサービスを行うことであります。

※地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制のこと（出典：厚生労働省ホームページ）

[人生の仕上げを支えるホスピス住宅]

当社グループのターミナルケアは、「死」を意識する状況にあつて、人生の仕上げ期をどう過ごすかを一緒に考えるところから関わっております。命を救うことを目的とする病院、介護サービスの提供を目的とする介護施設とは、関わり方や目的が異なり、当社グループでは、「死」は人生のゴールであり、悲しみは伴うものの忌み嫌うべきものではないと考え、各々が各々の人生の最終段階を迎えられるよう、「死」と向き合い、「死」を恐れず、人生の仕上げを実現できる社会の実現に貢献したいと考えております。

[末期がん・難病患者を取り巻く環境]

高度な医療・急性期医療を担う医療機関の多くは、入院患者を在宅生活に復帰誘導する使命を課せられている一方で、病院における入院生活では、患者は少なからず制約を受けるため、自由度の高い自宅へと戻ることは多くの入院患者の望みでもあります。しかしながら、現実には医療機能が脆弱で介護力の無い自宅では家族の負担が大きく、また、痛みや苦しみを和らげてくれる緩和ケアも必要となります。従って、退院後も医療ケアを必要とする多くの患者には、24時間365日対応してくれる訪問看護が不可欠となっております。

特に、末期がん又は難病等の患者は頻回なケアを必要としており、広域事業者の連携だけでは退院直後に必要となるケアの量が確保出来ず、また退院後の病状の進行に伴って自宅療養が限界となることが少なくありません。

[多様なニーズに対応可能なホスピス住宅]

当社グループでは、厚生労働省の医療政策を背景として入院日数の短縮を迫られている医療機関、自宅に戻り自由度の高い生活を過ごしたい患者、これら双方のニーズを満たすことを目的として、24時間365日対応が可能な訪問看護、訪問介護及びホスピス住宅を組み合わせる在宅ホスピスを展開しております。また、当社グループの在宅ホスピス

スは、医療・介護保険、福祉制度に基づいており、具体的には、訪問看護・訪問介護・ホスピス住宅をベースに、地域の状況に応じて居宅介護支援事業所によるケアプランニングやその他の在宅ケアを組み合わせたサービスとなっております。

[当社グループの収入について]

当社グループは、在宅ホスピスを提供することにより、訪問看護料、訪問介護料及びホスピス住宅に係る家賃収入等を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されており、訪問介護料は、国民健康保険団体連合会から支払われる介護保険料と利用者からの自己負担金で構成されております。ホスピス住宅に係る家賃収入は、ホスピス住宅の入居に際して、入居者との間で賃貸借契約を締結しており、これに基づいて毎月の家賃等を収入として得ております。

なお、当社グループの主な収入は、医療保険、介護保険等による保険収入であります。

当社グループの提供する「在宅ホスピス」は、(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開しておりますが、それぞれについては次のとおりです。

(1) ホスピス住宅の提供

当社グループの運営するホスピス住宅は、入居者を末期がん患者や難病患者等に限定した賃貸住宅（＝ホスピス住宅）です。具体的には、サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームの指定を受けた住宅であり、訪問看護と訪問介護事業所を併設又は近設し、ケアサービスを提供しております。

ホスピス住宅のメリットは、緩和ケアを行う看護師が24時間365日傍にいてくれることであります。痛みや苦しみの症状をコントロールすることは簡単ではありませんが、看護師が人生観、死生観を伺い、人生の終盤の過ごし方、やりたいこと等を盛り込んで個人ごとに必要なケアをプランニングしていきます。入居者の静かに過ごしたい、音楽を聴きたい、人に会いたい等の個々人の生活をサポートし、お花見、お墓参り、お寿司を食べに行く、孫の結婚式に出る、家族と温泉に行く等の希望を叶えながら、人生の総仕上げのお手伝いをする場所としてサービスを提供しております。

① ホスピス住宅

ホスピス住宅は、入居者にとっても、家族にとっても最良であることを願って作ったものであります。末期がん患者や難病患者の人生の最終段階には、痛みや苦しみを取るといったケアが必要となります。積極的治療の選択肢がなくなった最終段階では、患者は「おうちに帰り自由に過ごしたい」と願いますが、それを実現するには家族の協力、相当な負担を負うという覚悟が必要となります。この医療面の安心感、おうちで暮らす環境（自由度）の両方の実現を目指し、当社グループではホスピス住宅を提供しております。

ホスピス住宅では、複数の看護師を配置していることから、末期がん患者への緩和ケアサービスの提供が可能であり、入居者が入浴すること、自由に外出することも出来るという特徴があります。また、難病患者も入居する事が可能で、食事を楽しみ、家族が自由に出入りできることで家族との関わりを大事に出来るという特徴があり、そのためにもホスピス住宅には、24時間体制でスタッフが常駐し、相談業務、緊急対応を行う等の生活支援サービスを提供しております。

また、当社グループのホスピス住宅の特徴の一つとしては、食事サービスを提供していることが挙げられます。食べることは栄養を摂ることだけではなく、人の命、人生と深く関わっていると考えており、大好きなものを食べれば元気が出たり、思い出の食事に思いを馳せたりすることもあります。口から食べられる喜びは、たとえ一口でも感じる事ができ、当社グループではこのことをとても大事な要素と考えております。

なお、食事サービスは、施設によって委託方式と自社運営方式があり、委託方式の場合には、専門業者に食事サービスを委託しており、自社運営方式の住宅には調理スタッフを配置しておりますが、いずれの場合も末期がん患者や難病患者のニーズに応え食事を提供しております。

当社グループのホスピス住宅の展開に関しては、土地オーナーに対して土地活用の一環としての提案をしておりますが、居室数が平均して30室前後であるために広い土地を必要とせず、建物投資額（土地オーナーの負担）を低く抑える事が出来ると考えております。そのため、立地条件の制約が少なく、ホスピス住宅の候補地をシビアに選ぶ必要がないため、新規施設の展開が比較的容易であるという点が特徴であります。

② 訪問看護・介護サービス

ホスピス住宅に併設又は近設する訪問看護及び訪問介護事業所は、24時間必要なケアサービスを提供できる体制を整えております。訪問看護や訪問介護に従事する社員にとって、ホスピス住宅を一つのチームとして、組織として、24時間365日対応の在宅医療を実現することで、安心して働ける職場環境を整えております。特に難病患者の人生の最終段階においては、24時間の介護サービスが必要となることから、介護士にも、深い理解やスキ

ルが要求されます。

(2) 在宅ホスピスサービスの提供

住み慣れた自宅での療養生活の継続を目的として、訪問看護を中心に、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護などを組み合わせた在宅ホスピスサービスを提供しております。

① 訪問看護

訪問看護サービスの対象者は医療的ケアを必要とする方であり、医師から指示書を受け取った看護師は看護計画を作成し、医療保険と介護保険による訪問看護サービスを提供しております。在宅支援診療所の医師と連携しますが、在宅療養のベースを作るのは看護師であり、ホスピス住宅と連携することで、組織的な働き方を可能としております。訪問看護事業所には、看護師の他、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士らリハビリ専門スタッフが所属しております。

② 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムの中で普及の期待が高いサービスとして、在宅看取り率を上げるために2012年に厚生労働省が新たに創設した「複合型サービス」であり、2015年に「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更された介護保険サービスであります。

当社グループにおける本サービスの利用者の多くは、人生の最終段階や重篤な疾病を抱えている方であり、ホスピス住宅との連携が欠かせません。本サービスは、訪問看護に併設して運営することで医療的ケアに対応し、「通い」「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせた包括的なケアを特長とするサービスであり、ホスピス住宅との親和性が高いサービスと考えております。また、「泊り」サービスを利用しながらの看取りにも対応しております。

③ 居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所ではケアマネージャーを配置しケアプランの作成を行っております。当社グループの利用者は、医療保険サービスと介護保険サービスの併用者が多く、難病患者においては障害者総合支援サービスまで利用している方も多く、非常に複雑なケアプランを作成する必要があります。

当社グループの在宅ホスピスサービスの実現には、ケアマネージャーが医療保険や介護保険、障害者総合支援を深く理解する必要があるため、当社グループではケアマネージャーの育成も行っております。その他、当社グループ外のケアマネージャーにケアプランの作成をお願いすることもあり、地域と連携して事業を行っております。

④ その他の介護保険サービス

上記以外の介護保険サービスとして、前述した訪問看護と親和性が高く、利用者に相乗的メリットを提供できる、訪問介護（訪問介護士が利用者宅を訪問し入浴や排せつ、調理、洗濯など日常生活の支援）、通所介護（利用者が介護施設に赴き入浴やリクリエーションなどのサービスの提供）、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護（介護士と看護師の連携による、通常の定期的な訪問及び24時間の連絡体制のもとで提供する訪問介護及び訪問看護）を提供しております。

当社グループの訪問看護は、医療ニーズの高い利用者、末期がん患者、難病患者等であることから、利用者のニーズを考慮して、訪問介護や通所介護を、訪問看護と併設すること等によって、複数の介護サービスを組み合わせ一つのチームとしてケアサービスを提供しております。

また、上記(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開する当社グループの在宅ホスピスの特長は次のとおりです。

[看護師を中核とする多職種チーム※によるターミナルケア]

当社グループの在宅ホスピスは、看護師を中核とした多職種チームによるケアサービスの提供が特長であり、医療的な症状コントロールは、医師と連携して看護師が中核になり行っております。当社グループのターミナルケアは、「人生の仕上げ支援」を目的としており、症状をコントロールしながら、残された時間をどう生きるのかをサポートしております。

また、訪問看護は24時間365日の対応を行うこと、訪問介護は医療的な処置である喀痰吸引を可能にしていること、ホスピス住宅については、食事サービスを提供したり、極力自立した生活を送れるよう全室トイレを設けたり、容態に応じてベッドの配置が変更できるレイアウトとする等、生活の持続性を高める機能を有していることも、当社

グループの在宅ホスピスの特徴となっております。

※多職種チームとは、看護師を中核として、介護士、リハビリ療法士、調理師等の専門スタッフで構成されたケアサービスを提供するチームのこと。

[働きやすい環境の整備と専門看護師等によるケアサービスの提供]

訪問看護やホスピスは、看護師にとって働く場所の選択肢の一つではありますが、一人で訪問することへの不安、24時間対応を迫られること等の労働条件が就業への高いハードルとなっております。当社グループでは、多職種チームを編成し、それぞれの能力を補完し安心して働けるような組織を作り、福利厚生や教育・研修制度を充実させることで働きやすい環境の整備に努めております。

その結果、当社グループの看護師には、専門看護師や認定看護師等の資格保持者が複数在籍しており、その他にも、緩和ケア病棟などでの勤務実績を有する者や、難病看護師の資格保持者が在籍しており、これらの専門性に基づいたケアの提供を可能にしております。

[看護師以外の専門スタッフの存在]

看護師を中核としたケアサービスを提供するため、看護師の他、介護士、リハビリ療法士、調理師等の専門スタッフによるチームがホスピス住宅ごとに編成されており、看護師以外の専門スタッフが在籍していることも当社グループの特長です。

当社グループの介護士は、末期がんや難病への理解や知識を習得し、各種研修を受講して喀痰吸引や経管栄養を担当する等の業務スキルを求められるため、当社グループではこれらのスキルの習得をサポートしております。介護士は、ホスピス住宅における入居者の生活に看護師と同様又はそれ以上に密接に関わっており、ターミナルケアの提供には欠かせないチームの一員となっております。

当社グループが運営するホスピス施設数及び部屋数の推移は次のとおりです。

[当社グループが運営するホスピス施設数の推移（単位：施設）]

会社名	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2021年 12月期末	2022年 12月期末
ファミリー・ホスピス株式会社	8	12	14	17	23	30
ノーザリーライフケア株式会社	—	—	—	—	—	1
合計	8	12	14	17	23	31

- (注) 1. 当社は、2017年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。
 2. 2021年4月1日に当社子会社のカイロス・アンド・カンパニー株式会社とナースコール株式会社が合併し、商号をファミリー・ホスピス株式会社に変更しております。
 3. 当社は、2022年4月1日にノーザリーライフケア株式会社の株式の70%を取得し、その後の2023年1月1日付で30%を追加取得することで同社を完全子会社化しております。
 4. 2023年4月17日開催の取締役会において、2023年8月1日付で、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

[当社グループのホスピス部屋数の推移（単位：室）]

会社名	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2021年 12月期末	2022年 12月期末
ファミリー・ホスピス株式会社	223	323	429	524	715	949
ノーザリーライフケア株式会社	—	—	—	—	—	30
合計	223	323	429	524	715	979

- (注) 1. 当社は、2017年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。
 2. 2021年4月1日に当社子会社のカイロス・アンド・カンパニー株式会社とナースコール株式会社が合併し、商号をファミリー・ホスピス株式会社に変更しております。
 3. 当社は、2022年4月1日にノーザリーライフケア株式会社の株式の70%を取得し、その後の2023年1月1日付で30%を追加取得することで同社を完全子会社化しております。
 4. 2023年4月17日開催の取締役会において、2023年8月1日付で、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

[当社グループが運営するホスピス施設（2023年6月16日現在）]

ファミリー・ホスピス株式会社

名称	所在地	開設時期	室数 (室)	利用対象者
ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市	2014年8月	24	がん、難病 他
ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	横浜市栄区	2016年10月	12	
ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市	2016年10月	50	
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市	2017年4月	37	
ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市	2018年4月	20	
ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区	2018年8月	52	
ファミリー・ホスピス東林間ハウス	相模原市南区	2019年5月	28	
ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区	2019年12月	38	
ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市	2020年3月	24	
ファミリー・ホスピス江田ハウス	横浜市青葉区	2020年7月	23	
ファミリー・ホスピス大口ハウス	横浜市神奈川区	2021年3月	28	
ファミリー・ホスピス成城ハウス	東京都世田谷区	2021年10月	30	
ファミリー・ホスピス本牧ハウス	横浜市中区	2021年11月	36	
ファミリー・ホスピス荒川ハウス	東京都荒川区	2021年12月	32	
ファミリー・ホスピス二俣川ハウス	横浜市旭区	2022年2月	33	
ファミリー・ホスピス代田橋ハウス	東京都杉並区	2022年4月	26	
ファミリー・ホスピス西台ハウス	東京都板橋区	2022年9月	29	
ファミリー・ホスピス高井戸ハウス	東京都杉並区	2023年3月	33	
ファミリー・ホスピス港南台ハウス	横浜市港南区	2023年3月	36	
ファミリー・ホスピス鶴沼ハウス	神奈川県藤沢市	2023年6月	30	
ナーシングホームJAPAN	名古屋市千種区	2009年1月	26	
ナーシングホームOASIS	名古屋市東区	2013年9月	36	
ナーシングホームOASIS南	名古屋市南区	2017年1月	34	
ナーシングホームOASIS北	名古屋市北区	2017年5月	30	
ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市	2018年2月	28	
ナーシングホームOASIS志賀公園	名古屋市北区	2018年4月	26	
ナーシングホームOASIS藤が丘	名古屋市名東区	2020年12月	36	
ナーシングホームOASIS天白野並	名古屋市天白区	2022年4月	32	
ナーシングホームOASIS金山	名古屋市中区	2022年12月	45	
ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	京都市北区	2021年5月	37	
ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	神戸市垂水区	2021年6月	28	
ファミリー・ホスピス平野ハウス	大阪市平野区	2022年2月	30	
ファミリー・ホスピス豊中ハウス	大阪府豊中市	2022年9月	39	

ノーザリーライフケア株式会社

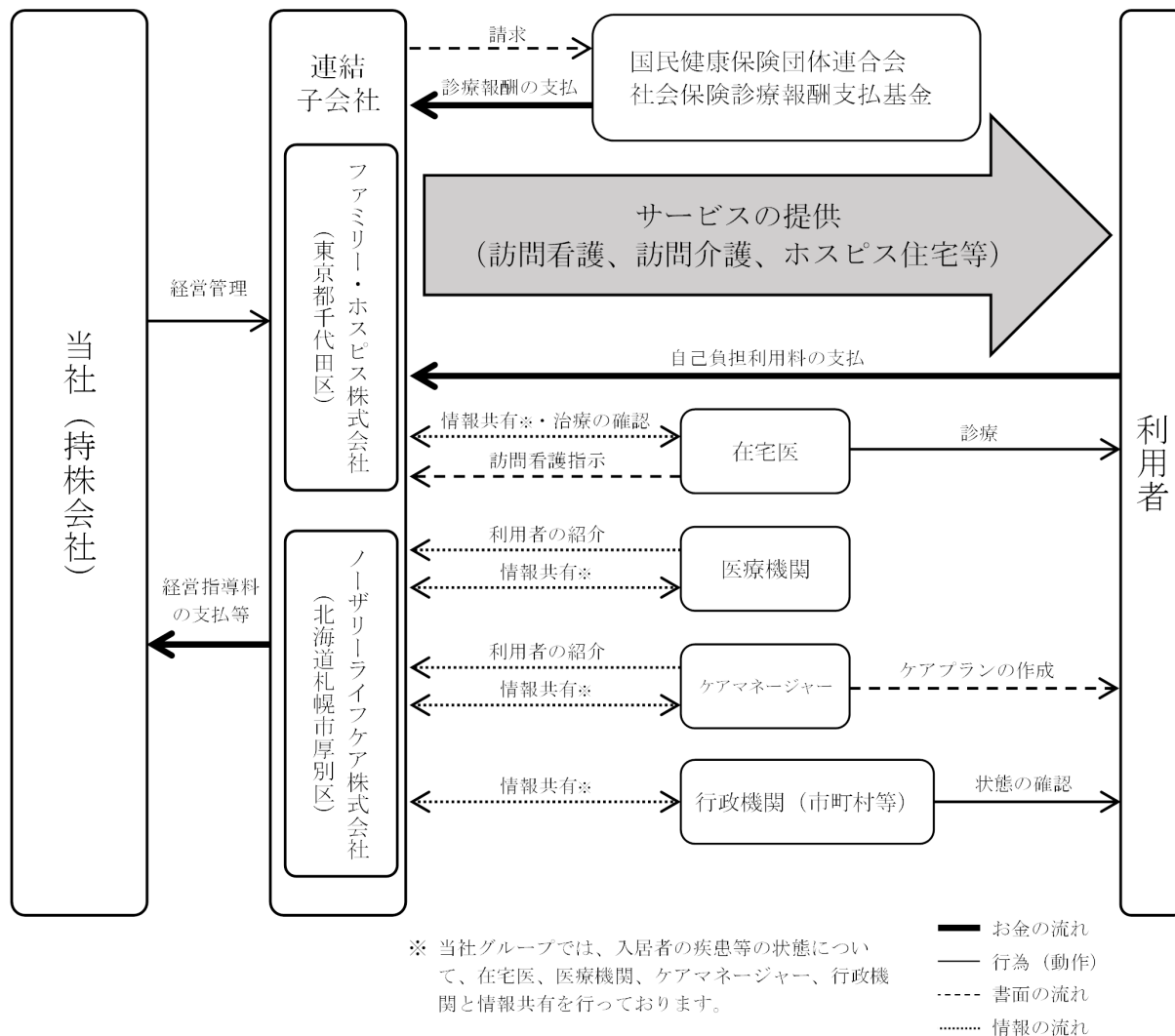
名称	所在地	開設時期	室数 (室)	利用対象者
ノーザリーライフケア厚別西	札幌市厚別区	2022年4月	30	がん、難病 他

なお、当社グループの事業は、「在宅ホスピス事業」の単一セグメントとなっております。

(注) 2023年4月17日開催の取締役会において、2023年8月1日付で、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



(注) 2023年4月17日開催の取締役会において、2023年8月1日付で、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	3,015,192	4,193,652	4,916,896	6,019,237	7,894,317
経常利益 (千円)	133,585	386,728	206,067	417,493	782,902
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	149,456	297,894	107,060	240,801	454,729
包括利益 (千円)	149,456	297,894	107,060	240,801	478,745
純資産額 (千円)	363,701	1,049,199	1,259,190	1,535,836	2,036,720
総資産額 (千円)	3,313,598	4,688,483	6,296,725	9,147,141	11,450,817
1株当たり純資産額 (円)	50.45	136.90	157.81	191.00	249.21
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.06	40.30	13.61	30.28	56.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	38.50	13.30	29.84	56.27
自己資本比率 (%)	10.8	22.3	19.9	16.7	17.5
自己資本利益率 (%)	52.8	42.5	9.3	17.3	25.8
株価収益率 (倍)	—	62.23	125.42	76.25	45.55
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	240,716	322,592	236,194	467,099	873,832
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△144,944	△137,916	△541,737	△1,982,062	48,270
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△136,411	256,824	437,310	1,590,584	△448,156
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	386,188	827,687	959,456	1,035,077	1,509,024
従業員数 (人)	308	346	440	550	778
(外、平均臨時雇用者数)	[204]	[273]	[309]	[306]	[360]

- (注) 1. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2019年3月28日付で東京証券取引所マザーズ（現東京証券取引所グロース市場）に上場したため、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から第3期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 当社の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	163,500	419,136	148,548	44,714	19,913
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	9,311	130,009	3,107	△274,748	△141,845
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	7,048	90,060	△5,049	△195,633	△89,653
資本金 (千円)	100,000	294,250	343,930	361,930	372,680
発行済株式総数 (株)	7,094	7,627,000	7,923,000	7,995,000	8,038,000
純資産額 (千円)	391,762	869,425	967,306	807,517	737,820
総資産額 (千円)	410,107	967,418	1,294,778	1,433,889	1,480,763
1株当たり純資産額 (円)	54.41	113.33	120.97	99.90	90.87
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	0.99	12.18	△0.64	△24.60	△11.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	11.63	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.1	89.3	74.0	55.7	49.3
自己資本利益率 (%)	1.8	14.4	△0.6	△22.3	△11.7
株価収益率 (倍)	—	205.91	△2,667.19	△93.86	△231.13
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	9	16	4	19	4
[外、平均臨時雇用者数]	[2]	[2]	[—]	[0]	[—]
株主総利回り (%)	—	—	68.1	92.1	76.6
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(—)	(—)	(133.3)	(110.1)	(81.4)
最高株価 (円)	—	3,380	2,810	2,796	2,750
最低株価 (円)	—	1,466	1,162	1,581	1,280

(注) 1. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は7,094,000株となっております。

2. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第4期から第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であったため、記載しておりません。

3. 当社は2019年3月28日付で東京証券取引所マザーズ（現東京証券取引所グロース市場）に上場したため、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から第3期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

6. 当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

8. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純

利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
10. 第2期及び第3期の株主総利回り及び比較指標は、2019年3月28日に東京証券取引所マザーズ（現東京証券取引所グロース市場）に上場したため、記載しておりません。第4期から第6期の株主総利回り及び比較指標は、2019年12月末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。
12. 東京証券取引所の市場再編に伴い、2022年4月4日付けで東京証券取引所（マザーズ）から東京証券取引所（グロース市場）へ移行いたしました。

